

議 会 運 営 委 員 会 理 事 会 記 録

令和3年5月20日（木）

杉 並 区 議 会

目 次

席次について	3
定例会の提案事項について	3
定例会の日程について	3
本会議の会議録署名議員について	4
一般質問について	4
発言通告について	5
全員協議会の実施方法について	5
特別区議会議長会の要望事項について	7
区議会だよりの発行協力依頼について	8
議席について	9
行政視察について	9

議会運営委員会理事会記録

日 時	令和3年5月20日(木) 午後2時31分～午後2時51分	
場 所	第3・4委員会室	
出席理事 (7名)	理事 大泉 やすまさ 理事 山田 耕平 理事 太田 哲二 理事 岩田 いくま	理事 島田 敏光 理事 奥山 たえこ 理事 新城 せつこ
欠席理事	(なし)	
理事以外の 出席議員	議長 大和田 伸	副議長 山本 ひろ子
出席理事者		
事務局職員	事務局長 渡辺 幸一 庶務係長 久保井 悦代 議事係長 蓑輪 悦男	事務局次長 内藤 友行 調査係長 武士 清亮 担当書記 出口 克己

(午後 2時31分 開会)

大泉理事 これより議会運営委員会理事会を開会いたします。

なお、井口理事が欠席しておりますので、代理で浅井議員が出席しております。

初めに確認をさせていただきますが、理事会においては、発言は全て自席で座ったままで結構ですので、よろしく願いいたします。

また、議会運営委員会に付託されている陳情の一覧を御配付させていただきましたので、御確認をお願いいたします。

《席次について》

大泉理事 それでは、まず、席次についてですが、今お座りの席次でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、この席次で決定をいたします。

《定例会の提案事項について》

大泉理事 次に、定例会の提案事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 それでは、資料1を御覧ください。区長から、条例案件4件、補正予算2件、人権擁護委員候補者の推薦が2件、契約6件、専決処分の報告1件、繰越明許費の報告1件、財団等の経営状況報告6件、以上22件の案件が提出される予定です。

なお、除斥対象の案件がないかどうか、明日、21日に議案が配付される予定となっておりますので、漏れのないよう各議員に確認をお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

大泉理事 それでは、この件につきましては、明日の議会運営委員会で理事者から説明があります。

なお、除斥についてですが、各自で御確認をいただきまして、除斥の対象となる議案があった場合は議長へ申し出ていただきますよう、各会派の議員へお伝え願います。非交渉会派については、事務局から説明をお願いいたします。

《定例会の日程について》

大泉理事 次に、第2回定例会の日程について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料2を御覧ください。変更箇所は網かけの部分でございまして、追加の日程で、6月11日金曜午後1時から杉並区基本構想答申案に係る全員協議会を開催で

す。

なお、全員協議会の実施方法につきましては議題となっているため、この後説明を予定しております。

大泉理事 ただいまの説明について何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、追加の日程については、明日の議会運営委員会で諮ることといたします。

《本会議の会議録署名議員について》

大泉理事 次に、本会議の会議録署名議員について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料3を御覧ください。第2回定例会の本会議の会議録署名議員は記載のとおりです。

なお、本会議の日程が追加された場合などは、改めてお知らせいたします。

大泉理事 それでは、この件についてはよろしくをお願いいたします。

《一般質問について》

大泉理事 次に、一般質問について、事務局から説明をお願いします。

議会事務局次長 資料はございません。一般質問の通告につきましては、明日、5月21日金曜午後1時から26日水曜午後1時までの受付となります。21日午後1時の時点で質問希望者が複数いる場合は、くじ引で順番を決めさせていただきます。また、最終日の希望者についても同様の扱いとさせていただきます。

通告が最終日に集中する傾向がございます。さきの1定では、14人中5人の最終日の通告がございました。早めに御通告くださるよう御協力をお願いいたします。

また、明日の議会運営委員会で各会派の質問予定者数の報告をお願いいたします。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 ないようですので、明日の議会運営委員会で各会派の質問予定人数をお知らせください。非交渉会派については、事務局で確認をお願いいたします。

本会議では、各会派から報告いただいた質問予定者数を上回ることをないように御協力をお願いします。

また、通告が最終日に集中する傾向があるということですので、早めの通告をお願いいたします。

《発言通告について》

大泉理事 次に、発言通告について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございません。いずれも発言通告は2日前となります。本会議初日、5月31日月曜の発言通告は5月27日木曜午後5時まで、中日、6月3日木曜の発言通告は6月1日火曜午後5時まで、最終日、6月17日木曜の発言通告は6月15日火曜午後5時までとなります。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、発言通告の期限については、明日の議会運営委員会で確認し、了承を得ることといたします。

《全員協議会の実施方法について》

大泉理事 次に、全員協議会の実施方法について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料4を御覧ください。先ほど、追加日程で御説明いたしました6月11日金曜午後1時からの全員協議会の実施方法について御協議いただきたいと存じます。

案件は、杉並区基本構想答申案についてです。

会場は議場を予定しております。

出席者については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、議員につきましては、定足数に留意しつつ出席人数の調整を図ることとし、理事者については答弁者を主に出席を求める。

発言場所については演壇を使用し、各会派の代表者が質問し、区長や担当部長などによる答弁とする。なお、再質問については、議場の自席で再質問、理事者の答弁とする。

質問時間につきましては、これまでの運営方法に倣い、一括質問、一括答弁とし、1人往復15分を目安とする。なお、質問時間内であれば再質問は可とする。

進行は議長を予定していますが、議長席での進行とし、議場に設置している質問時間の残時間表示を使用する。

以上でございます。

大泉理事 今御説明いただきました説明について、何かございますか。

奥山理事 15分ということでしたけれども、これは答弁、質疑含めてですか。

議会事務局次長 往復1人15分ということです。

奥山理事 とすると、御答弁が長くなると、質問する側の時間が少なくなっちゃうんです

けれども、その辺のあんばいは何かしていただけるのかどうか。

大泉理事 一括質問という形になりますので、最初の質問が例えば14分してしまった場合、答弁は1分という形になりかねないので、その辺りはトータル15分ということの中での質問の割合を考えていただくというようなことでよろしいのでしょうか。次長、お願いします。

議会事務局次長 これまでの例ですと、予決特の例ですが、おおむね質問4割、答弁6割というような形でなされているのがこれまでの例でございます。

奥山理事 今、私がここでそれで了解しましたというふうに申し上げなければいけないのかどうか。それとも、ちょっと会派の人に聞いてみると、これはかなり大きな問題ですので、どうでしょうか。

大泉理事 ここで結論を出さなければいけないということではなく、今奥山理事がおっしゃったとおり、会派のほうでということであれば、本日はこれを持ち帰りにしていただいて、次回までに会派の御意見を集約していただいたものをお持ちいただくというような形でも構いませんので、そういったことで言えば、この件は次回以降も引き続き協議というような形にさせていただきたいと思います。

奥山理事 ありがとうございます。

山田理事 毎回こういうやり方でやっていて、何となくうまく回っているのかなという気はしているんですけども、確かに、うちが、前に原田がいたときなんですけれども、物すごい長さの質問をして、結局それでも答弁をしてくれるわけですよ、理事者は。15分をかなりオーバーしていたみたいなのがなかったので、かえって質問時間を何分とかにしてもらったほうが分かりやすいのかなという気もすることはするんですよ。行って来いで15分だと、なかなか難しい面もあるから。区長なんか答弁に立とうものなら、恐らくそれで相当オーバーしちゃう面もあるかなと思いますので、ちょっとうちも検討していきたいと思います。

大泉理事 今、そういった御意見もありました。なかなか答弁時間が予測がつかないというところの中で、質問時間という形にしていったらどうかという御提案だと思いますけれども、こういったことも含めて、次回の理事会で協議というような形でもよろしゅうございますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 では、そのような形にさせていただきます。

定例会の案件については以上となりますけれども、新型コロナウイルス感染症対策の件で、私のほうから一言申し上げます。

国による緊急事態宣言が発出されています。本定例会におきましても、引き続き感染症対策に留意しながらの議会運営となりますので、この点につきまして皆様の御協力を賜りますように、いま一度お願いをいたします。

《特別区議会議長会の要望事項について》

大泉理事 次に、特別区議会議長会の要望事項について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料5を御覧ください。各会派から提出いただいた要望事項です。

先日、議運理事会において説明したとおり、これらの要望書については、議長会のほうで選択の基準、視点が示されております。

(1)としまして、特別区議会議長会が独自に行う国への要望。23区政に共通する大都市特有の行政課題のうち、国の施策及び予算に関する緊急かつ重要な事項であること。

(2)としまして、特別区議会議長会が独自に行う東京都への要望。各区議会において課題、懸案となっているもので、23区政に共通する大都市特有の行政課題のうち、東京都の施策及び予算に関する緊急かつ重要な事項であること。

(3)全国市議会議長会を通じて行う要望。区政における全国的な共通課題であること。

要望事項につきましては、調整のほどよろしくお願いいたします。

大泉理事 それでは、提出された会派からそれぞれ要望内容の説明をお願いしたいと思います。

浅井議員 それでは、自民党の要望を説明しますけれども、事前に皆さんも目を通されていると思いますけれども、自民党のほうは少し数が多くて恐縮でございます。6件要望事項を挙げておりますけれども、その中で、緑地保全のものについては2件同じものを、国と東京都ということで、要望先を替えて同じものを出しております。そのほかとしては、児童虐待の話であったり、温室効果ガスの削減についての話、そのようなものを挙げております。よろしく申し上げます。

島田理事 2点。1つは、デジタルトランスフォーメーションですね。教育の現場でギガスクール構想をやっていますけれども、これについていろいろ、システムであるとか教職員の研修であるとか、そういったところのお金の手当て等々お願いしたいということ。もう1点は、不妊治療への保険適用の拡大に関する要望ということで、早急に取り組む必要があるだろうということで出させていただきました。よろしく申し上げます。

山田理事 うちが新型コロナウイルス感染症対策ということで、かなり細かい項目に分か

れているんですけども、主に国と都に分かれているので、分けていかなければいけないのかなと思うんですけども、ほかの会派の皆さんもコロナについて出すかなと思ったので、それぞればらばらになってもいいような形にしてあるんですけども、あまり出ていないようなので、出せる範囲でというふうに考えています。

奥山理事 私たちは、TOKYOチャレンジネットというところがあります。東京都の第三セクターみたいな委託機関があるんですが、そこが、ネットカフェなどに泊まっている人に対して一時的な住まいを用意したり、また仕事を得るための就労支援をしたりとか、いろいろやっているんですけど、そのことに関して今回提案をしております。

実は、この施策はあまり知られていなくて、チャレンジネットに行くと、結構、それこそ介護職を得るためのいろいろな勉強ができるとか、お金払わなくていいとか、あるんですけど、足りないんですね。それで、どの議員の皆さんも御存じのとおり、今さらに困窮して、本当に路上に出ている。しかも、おかしな話なんですけれども、アパートを持っていなくて、路上に出ている人のほうが非常に過酷な状況にあります。言い方は悪いですけども、社会に復活するための手だてがなかなかない。そのためには住まいを確保し、安心して仕事を探せる体制を取ってくださいというのが今回の私たちの提案でございます。もちろん会派の人からも同意を得ております。ぜひ優先していただければと思います。お願いします。

新城理事 私のほうからは、あまり時間がなくて本当に思いつくことだけになってしまったんですが、今回の保健福祉委員会の議案でもありました国保や介保料の国の減免をちゃんと全額補償せよということをしっかり求めていくことが大変重要だと思ひまして、この点に絞ってだけ出させていただきました。

大泉理事 各会派、今御説明をいただきました。それについての質問等はございますでしょうか。——それでは、御存じのとおり、これはまた全会一致というところを求めていくような話になりますので、本日についてはこれを各会派にお持ち帰りいただいて、会派の意見といったものを集約いただければと思います。そういった意味で、この件は次回以降も引き続き協議してまいります。

《区議会だよりの発行協力依頼について》

大泉理事 次に、区議会だよりの発行協力依頼について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料6を御覧ください。区議会だより第257号については、2定の一般質問の内容を中心に、8月1日の発行を予定しております。質問原稿の提出など、裏面

の発行計画（案）のスケジュールにより進めてまいりますので、御協力のほどよろしく
お願いいたします。

大泉理事 この件につきましては、御協力をお願いいたします。

《議席について》

大泉理事 次に、議席について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料7を御覧ください。5月6日付で会派が結成されたことに伴いまし
て、5月10日の議運理事会では協議を先送りをしていた案件でございます。正副委員長
と相談の上、案を作成しておりますので、当該案などを参考に御協議いただきたいと存
じます。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 意見はないということですので、これを了承いただいたというふうな理解をさ
せていただきたいと思います。

また、連携さんのほうから個名が提出されて、ほらぐち議員からも了承が得られ次第、
議会運営委員会に諮ることといたします。

《行政視察について》

大泉理事 次に、行政視察について、事務局から説明をお願いいたします。

議会事務局次長 資料はございません。令和2年度の行政視察や会派、個人視察についま
しては、令和2年4月の全国市議会議長会からの通知がございまして、自粛することを
決定しております。現在、全国市議会議長会からは新たな通知は発出されておられません。

なお、参考までに、他区におきまして、令和2年度の宿泊を伴う行政視察及び委員会
視察に関する調査がございまして、その結果を見ますと、23区中4区で延べ7件の実施
がされている状況がございます。

今後の新型コロナウイルスの感染状況などを見通すことは難しい中、現段階で判断す
ることは困難と思いますが、今後、感染状況を見ながら判断することになるかと思ひ
ます。令和3年度の他自治体への行政視察、会派、個人視察及び他自治体からの視察受
入れにつきまして、当面の方針を決めていただきたいと思います。

なお、恐縮ですが、行政視察につきましては、例年10月の3定後に実施をしております

す。視察先との調整を考えると、2定の終了までに決めていただければと思います。

大泉理事 ただいまの説明について、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

大泉理事 それでは、この件は明日の議会運営委員会に諮ることといたしますけれども、緊急事態宣言が発出されているということもありますので、当面の間は、令和2年度と同様に、視察については自粛を継続すること、また、行政視察については2定の最終日までに判断をすること、会派の視察や視察の受入れについては、今後の感染状況、こういったものを見ながら判断していくことといたします。

また、行政視察、会派視察等につきましては、各理事の皆様は、会派内での意見を聞いておいていただきますようお願いをいたします。

日程は以上になりますけれども、ほかに何かございますか。——なければ、議会運営委員会理事会を閉会いたします。

(午後 2時51分 閉会)